

マンションの共用部の 劣化調査診断費を補助します

－神戸市マンション管理適正化支援補助事業－

補助の対象となるマンション

1. 神戸市に所在する分譲マンション
2. 竣工した年度の4月1日から35年以上経過していること（1990.3.31以前に竣工）
3. 原則として建築基準法その他関係法令に適合していること
4. 10年以内に当該補助金の交付を受けていないこと
5. マンション管理状況の届出をしていること（又は実績報告書の提出までに届出をすること）

補助申請できる人

マンション管理組合の理事長

補助の対象となる調査項目

マンションの共用部に関する次の項目が補助の対象経費となります

1. 外壁、内壁、天井、床等の住宅本体に関する調査
2. 屋上又は屋根、バルコニー、共用廊下等の防水に関する調査
3. 給排水管及びその設備（高架水槽、受水槽等含む）に関する調査
4. 電気、ガス、通信、消防、エレベーター、機械式駐車場等の設備に関する調査
5. 手すり、扉、階段、配管などの鉄製品、金属製品、配線等に関する調査
6. その他、補助を行うのが適切であると市長が認める調査

※住宅と店舗等の住宅以外の用途が併存するマンションは、住宅部分の調査のみ対象

補助金の額

築35～44年の場合：補助対象経費（消費税除く）×1/3（上限15万円）
（1980.4.1から1990.3.31の間に竣工）

築45年以上の場合：補助対象経費（消費税除く）×1/2（上限15万円）
（1980.3.31以前に竣工）

※千円未満の端数が生じた場合は切り捨て

申請時の提出書類

申請締切日：令和7年1月31日

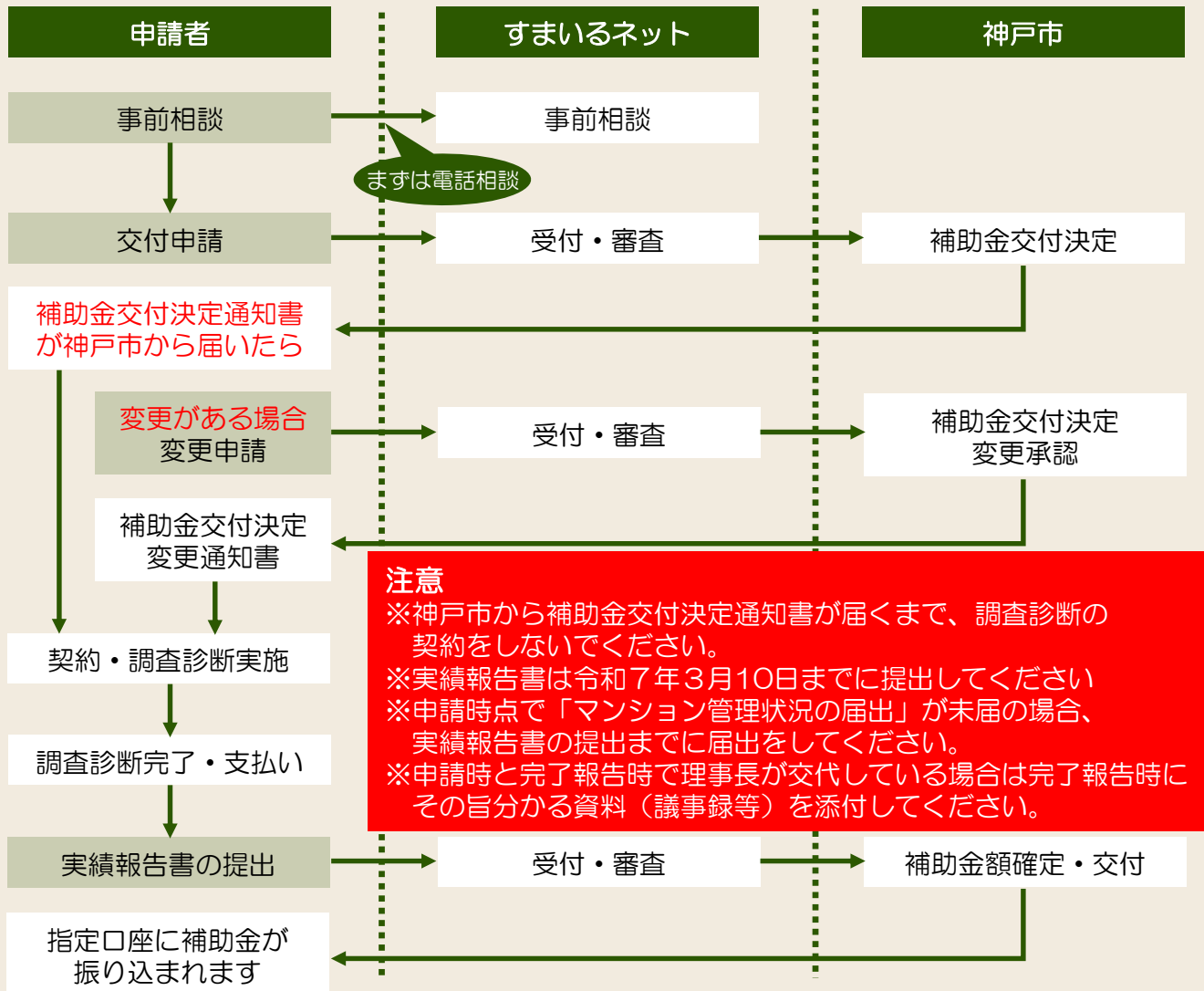
申請書類	注意事項
①補助金交付申請書（様式第1号）	申請者が管理組合理事長であること
②補助金の交付申請及び補助対象事業の実施に関する証書（様式第1号-2）	総会の議事録又は理事会の議事録を添付（事業実施・補助申請することを決議したことがわかるもの）
③マンションの配置図	敷地形状、マンションの棟数、配置がわかるもの
④劣化調査診断の項目内容が把握できる書類の写し	補助対象項目を判断できるもの（見積書で判断できる場合は不要）
⑤見積書の写し	補助対象調査と補助対象外調査を分けること
⑥建築年月が確認できる書類の写し	建物登記簿、完了検査済証等
⑦補助対象経費算出根拠資料（併設用途がある場合）	算出表、管理規約等
⑧委任状	・申請者以外の代理人が申請する場合のみ ・受任者の本人確認書類（免許証等）のコピーを添付又は提示

調査完了後の提出書類

実績報告書締切日：令和7年3月10日

申請書類	注意事項
①補助事業完了実績報告書（様式第7号）	
②劣化調査診断に係る契約書の写し	補助金交付決定日以降に契約すること
③委託先からの領収書の写し	劣化調査診断費の支払いが完了していること
④調査報告書の写し	補助対象項目の調査診断結果がわかるもの

申請から補助金交付までの流れ



神戸市すまいの安心支援センター すまいるネット

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

TEL：078-647-9908

FAX：078-647-9912

受付時間：10時～17時(水曜・日曜・祝日定休)



神戸市すまいの総合窓口

すまいるネット

すまいるネット 神戸 検索

【お知らせ】 マンション管理相談専用ダイヤルを開設しました(TEL:078-647-9955)